

大阪広域水道企業団監査委員事務局規程をここに公布する。

平成23年 8 月 2 日

大阪広域水道企業団監査委員

代表監査委員 坪内 隆

大阪広域水道企業団監査委員規程第 1 号

大阪広域水道企業団監査委員事務局規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪広域水道企業団監査委員事務局（以下「事務局」という。）に属する事務を処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第 2 条 事務局に事務局長及び書記を置く。

(分掌事務)

第 3 条 事務局の事務は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員に関すること。
- (2) 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関すること。
- (3) 監査等の結果の報告及び公表に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) 予算、決算及び経理に関すること。
- (6) 文書の受発及び保管に関すること。
- (7) 公印の管守に関すること。
- (8) その他庶務に関すること。

(職務権限)

第 4 条 事務局長は、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 書記は、上司の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に従事する。

(事務局長の専決事項)

第 5 条 事務局長が専決できる事項は次のとおりとする。

- (1) 事務の執行で簡易なものの企画及び調整、並びに調査に関すること。
- (2) 通知、照会その他の往復文に関すること。
- (3) 職員の出張、休暇その他服務に関すること。
- (4) 前各号に準ずる事項に関すること。

(事務局長の専決事項の代決)

第 6 条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指定する職員がその事項を代決することができる。

(後閲)

第 7 条 代決した事項のうち必要と認められる事項については、事後速

やかに閲覧に供するものとする。

（報告義務）

第 8 条 専決した者は、必要があると認めるときは、又は監査委員から報告を求められたときは、その専決した事項を監査委員に報告しなければならない。

（準用）

第 9 条 事務局の事務処理については、この規程に定めるもののほか、大阪広域水道企業団の例による。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行する。